



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



令和3年6月9日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



(下平) 谷川 茉侑ちゃん



(井牟田) 竹原 千尋ちゃん



(追) 日高 巧翔くん



(上堀) 西結 風ちゃん



(上田) 津久田 彩希ちゃん



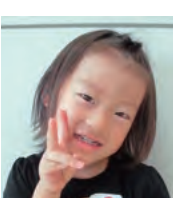
(西今田) 竹下 愛来ちゃん



(大東野) 多田 麗衣愛ちゃん



(上田) 谷口 珠羽ちゃん



(初田) 北川 とあちゃん



(鍛冶屋) 袁輪 一翔くん

ハッピー スマイル



大川 鱒登くん
(令和2年9月16日生)

おおかわ ます と
大川 直樹・真貴さんの長男(本城地区)

活発で動くことが大好きな鱒登くん。最近はずかまり立ちができるようになり、よく立ち上がって楽しんでます。また、好奇心旺盛で、物など何でも手に取っています。大きくなったらいろいろな所に出てグローバルな子に育ってほしいです。



(上田) 内田 さくらちゃん



(谷ノ口) 加藤 一誠くん



(下代田) 河野 湧士くん



(寺里) 白石 蘭寿くん



(郡司郎) 岩満 楓凜ちゃん



(上田) 山口 瑛士くん

子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室』

「自分は今こうしたい」という気持ちが芽生え、自分なりに考えて主体的に行動するようになるのが3歳ごろ。この時期はあえて親子の会話の中で、「あなたは どうしたいの?」「どう思ってる?」と聞くようにしてください。やっていいこと、やってはいけないことも自分で考えられるようになります。4歳ごろになると、相手の気持ちが分かるようになりますが、自分と違う気持ちを理解して譲ることはまだ難しいので、お互い主張しあってトラブルになることも。そんな時期には「〇〇ちゃんはどうな気持ちで言ったと思う?」「どんな風に伝えたらあなたの気持ちが伝わるかな?」と聞いてみてください。他人の気持ちを言葉にして想像することで、思うようにならないこともあると学んでいきます。こんな感じで親が「こうしなさい」と叱ったり指導するのではなく、子どもの年齢に合わせて子どもが感じ取り、自分で考えていけるような親子の対話が増えるといいですね。

『子ども予防接種』

●麻しん風しんワクチン

- 第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
- 第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方は早めに!)

●子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)

- 接種対象者: 小学6年生から高校1年生の女子
- 接種希望の方は福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にてご接種ください。



ひとり親家庭の 皆さんへ

問／福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線506)

児童扶養手当受給者は
期間内に現況届の手続きを
行ってください

児童扶養手当受給者は、前年の所得などの状況と8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類などの詳細は、該当者に郵送にて通知しています。現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなり、その後所得が下がって受給できる場合もありますので、毎年現況届の手続きを行ってください。

●受付期間

完全予約制

8月2日(月)～

8月31日(火)

(土日・祝日を除く)

午前9時～午後5時

※8月7日(土)、28日(土)は

午前8時半～正午

※毎週木曜日は午前9時～午後7時

●予約先
福祉事務所こども政策係
☎72-1123

就業相談について
宮崎県母子寡婦福祉連合会・
ハローワークによる就業相談
があります

「仕事が決まらず困っている」「収入が減少したので転職をしたいがどうしていいかわからない」などお悩みはありませんか。ひとりでお悩まず児童扶養手当現況届提出の際に、相談してみませんか?

●母子寡婦福祉連合会による相談

日時 8月7日(土)

午前8時半～正午

(時間は要相談)

●ハローワークによる相談

日時 8月5日(木)

8月20日(金)

午前9時～正午

午後1時～3時

●場所 Ⅱ市総合保健福祉センター



母子及び父子家庭等医療費助成制度について

母子および父子家庭などに対して医療費の一部を助成する制度があります。串間市に住所があり、健康保険に加入している母子および父子家庭などが対象となります(所得制限があり、所得制限限度額以上の方は対象外となります)。

医療費の助成を受けるには、事前に受給資格を得るための申請をし、認定を受ける必要があります。助成の詳しい内容などにつきまして、こども政策係にお問い合わせください。

